

【諮問第108号】

16川個審第18号
平成17年1月13日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市個人情報保護審査会
会長 安富 潔

個人情報削除請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成16年8月16日付け16川建管第297号をもって諮問のありました個人情報削除請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

審査の直接の対象となるのは、川崎市長（以下「実施機関」という。）が本件削除請求を拒否する、平成 16 年 6 月 17 日付け処分通知に対する不服申立てである。

本件削除請求をめぐる実施機関の対応や判断等に問題はあるが、本件処分自体は、結論において妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成 16 年 3 月 10 日付けで実施機関に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年条例第 26 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定により、平成 5 年 6 月 29 日付市道境界確認書における不服申立人の父親の委任状について、「上記委任状は境界確認日付以前であり確認日当日委任がないことが明らかなこと」などを理由として削除請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成 16 年 3 月 31 日付けで、確認書は、不服申立人の伯父が代理し記載して、不服申立人の父親が委任状の提出をもって境界確認を追認したものであることなどを理由として、拒否処分（以下「3 月 31 日付け処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成 16 年 4 月 12 日付けで、3 月 31 日付け処分の取消しを求めて不服申立て（以下「4 月 12 日付け申立て」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成 16 年 4 月 28 日付けで、条例第 22 条の規定に基づき、4 月 12 日付け申立てについて当審査会へ諮問を行った。当審査会の事務局である行政情報課は、平成 16 年 5 月 25 日付けの文書で、3 月 31 日付け処分の拒否理由が条例の規定に則ったものとなっていないことを理由に、改めて処分を行うよう求めた。実施機関は、同年 6 月 17 日付けで、説明を記載した書面に改めて行った個人情報削除請求の拒否処分を添えて、不服申立人に送付した。その内容は、3 月 31 日付け処分を取り消し、本件請求の理由は土地境界査定業務に係るものであり、条例に定める個人情報削除請求の要件に適合していないことを理由とした拒否処分（以下「本件処分」という。）であった。
- (5) 不服申立人は、平成 16 年 6 月 29 日付けで、「本件処分は行政手続法第 8 条第 1 項に明らかに違反していること」などを理由として、本件処分の取消しを求めて不服申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。（当審査会諮問第 108 号）

3 不服申立人の主張要旨

平成 16 年 10 月 22 日付け意見書及び同年 11 月 18 日実施した意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分の中で、本件請求の理由は土地境界査定業務に係るものであり、条例に定める個人情報削除請求の要件に適合していないことを理由としている。しかし、本件市道境界査定に係る文書の様式は「承諾書」であるべきところが「確認書」となっていることや当該「確認書」に記載の土地所有者の地番は「18 2」がなく、「18 1」のみとなっており、これらのことは実施機関の個人情報の収集の仕方に誤りがあり、条例第 9 条の規定に違反しているので個人情報削除請求の要件

に適合している。

- (2) 本件処分は、3月31日付け処分になかった内容を理由としていることから行政手続法第8条第1項に定める処分と同時に理由を示さなければならないとする規定及び条例第18条第4項の規定に明らかに違反している。もし、従前の処分を取消し、その後、同一の処分を別の処分理由で行えたとすれば、実施機関は差し当たりの理由で処分を行い、後日に処分理由を差し替えることができることとなる。このことは、処分を受ける者に対し、処分と同時に処分理由を示されることを保障している行政手続法の趣旨に反し、処分を受ける者の権利を著しく侵害する違法なものである。

また、本件処分は削除請求があった日から少なくとも90日以上が経過して行われており、条例第18条第1項に定める「当該請求があった日から起算して、30日以内に、当該請求の諾否の決定をしなければならない。」とする規定に、明らかに違反している。6月17日に実施機関から電話で、拒否理由を変更するので3月31日付け処分を取り消し、改めて本件処分を行いたいという話はあったが、それに同意していない。

さらに、本件処分の理由に、本件請求内容が条例第15条に定める要件に適合しないとあるが、もしそうであるならば、条例第17条第2項より請求者に相当の期間を定め、補正を求めることができたはずである。にもかかわらず、実施機関は不服申立人に補正を求めることなく、本件処分を行っており、本件処分は請求者の権利に配慮した適正な手続きによらない処分である。

4 実施機関の主張要旨

平成16年10月4日付け処分理由説明書及び同年10月14日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件請求の対象となる個人情報の記録は、平成5年6月29日付け市道境界「確認書」における不服申立人の父親の委任状である。不服申立人は、上記委任状の日付は境界確認日付以前であり確認日当日委任状がないことは明らかであり、本件該当地は過去境界の確定がないにもかかわらず、承諾書でなく確認書を使用しており、本件査定は申請のあった18-2ではなく、地番18-1の所有者の確認となっていることを理由に、法令根拠を欠く情報の収集であるとして、当該委任状の削除を請求した。

本件請求に対し、については、確認書は不服申立人の伯父が代理し記載して、不服申立人の父親が委任状の提出をもって境界確認を追認したものである。については、確認書においても民有地と市道との境界を定めたことには変わりはない。については、境界標は18-1と18-2の境付近にあり土地所有者は同一であったため併せて確認してもらい、また、不服申立人の父親の委任状は18-1外地先所有者の境界確認に関し委任している。以上の理由から当該委任状は削除できないとする3月31日付け処分を行った。

さらに、不服申立人に対し、不服申立人が共有する所有地と道路の境界については個人情報の削除とは別であり、境界標の位置を確認するなど立会いを行って協議して

いく旨の説明を行った。

これに対し、不服申立人から 4 月 12 日付け申立てが提出されたため、平成 16 年 4 月 28 日付けで当審査会に諮問を行ったが、当審査会の事務局である総務局行政情報課と協議した結果、3 月 31 日付け処分の理由は条例の規定に沿ったものとなっていなかったことが判明した。

このため、平成 16 年 6 月 17 日に電話及び文書をもって不服申立人に理由を説明し、同意を得た上で、3 月 31 日付け処分を取り消し、本件請求の理由は土地境界査定業務に係るものであり、条例に定める個人情報削除請求の要件に適合していないことを理由として、改めて本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立ての適法性について

本件請求は、条例第 15 条に基づいて、実施機関が保有する不服申立人の父親の委任状の削除である。条例第 15 条は、本人が「当該個人情報の記録の削除」請求を行うことができるとする規定である。本件請求の対象は、不服申立人の父親の個人情報であり、不服申立人の個人情報ではない。したがって、条文上は、不服申立人には不服申立人の父親の個人情報を削除請求する資格はないことになる。

しかし、条例第 15 条の解釈・運用によれば、死者の個人情報記録について当該死者の遺族からの削除請求が認められている。そして、この場合における遺族の範囲は、原則として、配偶者および 1 親等血族とされている（『個人情報保護ハンドブック』41～42 ページ参照）。本件申立ての場合、不服申立人の父親は既に死亡している。したがって、条例第 15 条の解釈・運用によれば、本件申立ては適法に申し立てられたものといえる。

(2) 本件申立て理由の当否について

平成 16 年 6 月 29 日付請求における不服申立人の主張は、「3 不服申立人の主張要旨」で見たように、次の 4 点である。

本件拒否処分は、行政手続法第 8 条第 1 項及び条例第 18 条第 4 項が定める、処分と同時に理由を示さなければならないとする規定に違反していること。

条例第 18 条第 1 項が定める「当該請求があった日から起算して、30 日以内に、当該請求の諾否の決定をしなければならない」とする規定に違反していること。

条例第 17 条第 2 項に違反する、請求者の権利に配慮した適正な手続きによらない処分であること。

本件申立ての対象である個人情報の収集の仕方に誤りがあり、条例第 9 条の規定に違反していること。

そこで、まず、～ の主張の当否について、それぞれ検討する。

行政手続法第 8 条第 1 項及び条例第 18 条第 4 項違反について

確かに、3 月 31 日付け処分における拒否理由と本件処分における拒否理由とは異なっている。しかし、本件処分において拒否理由は記されているので、処分と同時に理由を示さなければならないという規定に違反してはいない。

条例第 18 条第 1 項違反について

不服申立人は、平成 16 年 3 月 10 日に条例第 15 条に基づき個人情報削除請求書を提出した。それに対して、3 月 31 日付け処分が行われた。不服申立人は、平成 16 年 4 月 12 日付けで個人情報削除請求拒否処分に対する異議申立書を提出した。実施機関は、平成 16 年 5 月 25 日付文書で審査会の事務局である行政情報課から、3 月 31 日付け処分における拒否理由が条例に沿った拒否理由になっていないので、改めて処分を行うよう求められた。実施機関は、不服申立人に電話で 3 月 31 日付処分を取り消して改めて処分を行う理由を説明した上で、本件処分を行った。不服申立人は、平成 16 年 6 月 29 日付けで、本件申立てを行った。

実施機関も、本件処分が改めて行われるものであることを認めている。不服申立人が最初に削除請求書を提出した時点から起算すると、本件処分は、条例第 18 条第 1 項が規定する「当該請求があった日から起算して、30 日以内」という期間を徒過して行われている。

条例第 18 条第 1 項は、個人情報の開示・訂正・削除・目的外利用等の中止に関する請求に対して速やかな対応を求めることによって、個人情報保護に資することを目的としている。法定された期間を徒過することは、その意味で、由々しきことである。その上で、法的に問題となるのは、削除請求に対する処分が条例第 18 条第 1 項所定の期間を徒過した場合における当該処分の効力である。すなわち、条例第 18 条第 1 項のように決定期間を法定している規定の法的意味である。

個人情報保護条例に関してではないが、審査期間等を法定している規定の法的意味に関する裁判例がある。例えば、建築主事の行った処分について審査請求に対する判決が建築基準法第 94 条第 2 項所定の期間を徒過した後にされた事案に関する判決である（名古屋地方裁判所昭和 59 年 1 月 30 日判決）。建築基準法第 94 条第 2 項は、「審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から一月以内に判決をしなければならない」旨規定している。当該判決は、当該規定は「効力規定ではなく訓示規定であると解するのが相当であるから、本件判決が右期間内になされなかったことは、本件判決を無効とするものではない」と判示している。また、固定資産課税台帳登録価格不服審査事件（東京地方裁判所平成 2 年 3 月 14 日判決）である。原告は、地方税法第 433 条第 1 項が審査の申出の日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない旨規定しているにもかかわらず、30 日を経過した後に決定しているので、本件決定をしたことが違法であると主張した。当該判決は、当該規定は「いわゆる訓示規定であって、審査の申出を受けた日から 30 日を経過した後になされた審査の決定が違法となるわけではないと解すべきである」と判示している。

これらの裁判例からすると、川崎市個人情報保護条例においても、処分が申立てから 30 日を超えて行われたことを理由に本件処分を無効とすることはできない、と解される。

条例第 17 条第 2 項違反について

不服申立人は、実施機関は条例第 17 条第 2 項が定める補正を不服申立人に求め

ることなく本件処分を行った、と主張する。しかし、条例第 17 条第 2 項が定める「補正」は、「形式上の不備があると認める」場合に不服申立人に「求めることができる」ものである。本件は、削除請求理由が条例第 15 条に該当しないという実体上の問題であるので、条例第 17 条第 2 項の「補正を求めることができる」場合には当たらない。

(3) 条例第 15 条が定める削除請求理由の存否について

条例第 15 条は、「第 7 条の規定による保管等の制限を超え」るとき、または「第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によらないで本人の個人情報が収集されたとき」に、当該個人情報の削除請求を認めている。

不服申立人は、実施機関が条例第 9 条に反して本件申立ての対象となっている個人情報を収集したと主張している。条例第 9 条第 1 項は、個人情報を本人から「直接収集しなければならない」と規定する。同第 2 項は、例外として、本人以外から収集することができる場合を定める。問題は、本件申立ての対象である、不服申立人の父親の委任状が提出された状況である。それに関して、以下の事実が認定される。

平成 5 年 6 月 29 日に、実施機関と土地所有者の間で土地境界査定にかかわる立会いが行われたが、土地所有者の一人である不服申立人の父親は、当日都合がつかなかったため、立会いを不服申立人の伯父に委任した。不服申立人の伯父は、立会い当日、不服申立人の父親から委任を受けた旨を宣言した。本来ならば、不服申立人の父親は、立会通知の記載に基づき委任状を作成し、受任者を通じて立会い当日に実施機関に提出すべきところであったが、委任状の作成を忘れたため、同年 7 月 9 日付けの提出となったものである。

したがって、本件申立ての対象である委任状は、本人から収集したものであり、第 9 条に反して収集が行われた個人情報ではない。

不服申立人は主張していないが、「第 7 条の規定による保管等の制限を超え」ていないか否かについても、検討する。

条例第 7 条第 1 項は、「その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で」個人情報の保管が行われていることを求める。本件申立ての対象は他の隣接する土地との境界査定に係る土地所有者の委任状であるが、当該委任状は、土地の境界査定に関する事務の目的達成に必要なものである。そして、現在も土地の境界査定に関して決着を見ていないので、当該委任状を現在も保管する必要が認められる。また、土地の境界査定に関して提出された委任状は「個人の思想、信条、宗教その他の個人の人格的利益」にかかわる個人情報とはいえないので、第 7 条第 2 項の定める「制限を超え」るものではない。

したがって、個人情報の削除請求を認める条例第 15 条に関しても、本件削除請求を認める理由は見出せない。

(4) 実施機関への要望

本件をこじらせた原因の多くは実施機関の行動や判断等にあることを指摘しておきたい。

本件では、そもそも、実施機関が不服申立人に申立人の父親の提出した委任状を含む書類を見せたところに問題がある。実施機関が円滑な業務の遂行という点から当該委任状を不服申立人に見せたことの当否はおくとしても、そこには個人情報保護という観点からして許されない点が存在する。それは、当該委任状等には不服申立人と1親等血族の関係にない人の氏名も記されているが、実施機関がそれを消すこともなく、不服申立人に当該委任状等を見せていることである。

第2に、3月31日付け処分における拒否理由の完全な筋違いである。3月31日付け処分において、実施機関は、当該土地境界査定に関する問題点を主張する不服申立人の申立理由に則して拒否理由を記している。実施機関は、個人情報削除請求に関する条例第15条に則って判断すべき事案であるにもかかわらず、それを全く示していない。

第3に、本件処分を行うに当たっての対応のまずさである。3月31日付け処分を取消し、改めて本件処分を行わなければならなくなった原因は、あげて実施機関側にある。実施機関は、6月17日に電話で処分理由の変更を説明し、不服申立人の同意を得たと主張する。不服申立人は、同日電話があったことは認めているが、処分理由の変更に同意してはいないと主張する。同意の有無に関して両者の主張は対立するが、実施機関は、改めて本件処分を行うについて不服申立人の同意があったことを認定しうる明確な証拠を提示していない。そもそも、改めて処分を行わなければならなくなったのは、実施機関が行った3月31日付け処分の拒否理由に問題があったためである。自己に原因のある、かつ処分理由の変更という重要な事柄を、本件処分を行う当日に、しかも電話で説明を行うという実施機関のやり方自体、誠実に適切なやり方とは言い難い。

個人情報削除請求事案としては、本件は条例に基づく判断が困難ではない事案である。にもかかわらず、実施機関の対応の不適切さが問題を複雑にしまった。当審査会としては、川崎市の全職員が個人情報保護条例を熟読し、正確かつ十分な理解をもって職務に当たることを強く要望するものである。

以上、「1 審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳幸一
委員	安達和志
委員	小塚淳子
委員	杉原麗
委員	安富潔